1. (この文字は印刷されません。)

　　　④

岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、児童及びその保護者が安全で安心して生活することができる環境を整備するため、GPS端末等を利用した見守りサービスを提供する登録事業者等に対し、予算の範囲内で行う子ども見守り支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　 見守りサービス　GPS端末等を利用し、保護者が児童の位置情報をスマートフォン等で確認できるサービスをいう。

(２) GPS端末等　測位衛星による位置情報取得が可能な端末をいう。

(３)　 登録事業者　岐南町子ども見守り支援サービス提供事業者登録要領に基づき

登録された事業者をいう。

(４)　 対象児童　次に掲げる児童のいずれかをいう。

ア　岐南町小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和52年岐南町条例第13号）第１条第２項に規定する町立小学校に在籍する児童

イ　国、地方公共団体及び私立学校法第３条に規定する学校法人の設置する小学

校（町立小学校を除く。）に在籍し岐南町に住所を有する児童

ウ　特別支援学校小学部に在籍し岐南町に住所を有する児童

（５） 保護者　対象児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護するものをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、登録事業者が、見守りサービスを受けようとする対象児童の保護者に対し、GPS端末等の機器に係る費用及び登録手数料（次条において「初期費用」という。）を減額して販売する事業とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）は、初期費用（対象児童１人につき１回に限る。）とし、その他の備品等の購入費用、サービス利用料その他の経費は含まない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、初期費用及びサービス利用料を補助対象とするものとする。

(１)　 対象児童の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第６条第２項に規定する保護者であり、当該児童が教育委員会により要保護児童として認定された者。

(２)　 対象児童の保護者が前号に準ずる程度に困窮しており、当該児童が教育委員

　会より準要保護児童として認定された者。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(１)　 初期費用　9,000円又は実費相当額のいずれか低い額

(２)　 サービス利用料　全額

（初期費用の交付申請）

第６条　初期費用に対する補助金の交付を受けようとする登録事業者は、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　 申込者一覧表（様式第２号）

(２)　 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、次の各号に掲げる見守りサービスを契約した日の属する期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(１)　 ４月１日から６月30日まで　当該年度の７月20日

(２)　 ７月１日から９月30日まで　当該年度の10月20日

(３)　 10月１日から12月31日まで　当該年度の１月20日

(４)　 １月１日から３月31日まで　当該年度の３月31日

（初期費用の交付決定及び通知）

第７条　町長は、前条第１項の規定による交付の申請があったときは、提出された書類を審査し、速やかに交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、補助金の交付を可とする場合は、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、登録事業者に通知するものとする。

３　町長は、補助金の交付を不可とする場合は、岐南町子ども見守り支援事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、登録事業者に通知するものとする。

（初期費用の請求）

第８条　前条第２項の通知を受領した登録事業者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日を経過する日までに岐南町子ども見守り支援事業補助金請求書（様式第５号）を、町長に提出しなければならない。

　（サービス利用料の交付申請及び請求）

第９条　第４条ただし書に規定するサービス利用料の交付を受けようとするもの（以下「利用料申請者」という。）は、岐南町子ども見守り支援事業サービス利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第６号）にサービス利用料の支払いを証明するものを添付して、町長に提出しなければならない。

２　前項の提出期限は、当該年度の３月15日までとする。

　（サービス利用料の交付決定）

第10条　町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付について適当と認めたときは、利用料申請者に対し補助金を交付するものとする。

２　町長は、前項の審査により補助金の交付について適当でないと認めたときは、岐南町子ども見守り支援事業サービス利用料補助金不交付決定通知書（様式第７号）により、利用料申請者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第11条　町長は、第７条及び前条により交付を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき又は第４条に規定する要件を満たさなくなったときは、補助金を返還させることができる。

２　前項の規定により補助金を返還させるときは、岐南町子ども見守り支援事業補助金返還命令通知書（様式第８号）又は岐南町子ども見守り支援事業サービス利用料返還命令通知書（様式第９号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（登録事業者による個人情報の取扱い）

第12条　補助金の交付を受ける登録事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いを行わなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

岐南町長　宛

岐南町子ども見守り支援事業補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり

申請します。

　１　提供する見守りサービスの名称

　２　補助金の交付申請金額　　　　　　　　　　　　円

（内訳　　　　　　　　円　×　　　　　　　　件）

様式第２号（第６条関係）

申込者一覧表

（提供する見守りサービスの名称：　　　　　　　　　　　　　　　）（事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付番号 | 申込者氏名 | 申込者氏名  フリガナ | 住所 | 対象児童  氏名 | 対象児童  氏名  フリガナ | 対象児童  生年月日 | 小学校名 | 学年 | 初期費用  （円） | 補助額  （円） | 申込者の同意  ※ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 合　計 |  |  |  |  |

※ 登録事業者は、様式第２号に係る情報を岐南町へ提供することについて、申込者から同意を得ること。（同意を得た場合は、「有」と記載すること。）

様式第３号（第７条関係）

岐南第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました子ども見守り支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付を決定したので、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

　　交付決定額　　　　　　　　　　円

１　提供する見守りサービスの名称

　　　２　補助金の交付申請金額　　　　　　　　　　円

（内訳　　　　　　　　円　×　　　　　　　　件）

様式第４号（第７条関係）

岐南第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業補助金不交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました子ども見守り支援事業補助金の交付については、下記のとおり不交付とすることに決定したので、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

　不交付決定の理由

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

　岐南町長　宛

岐南町子ども見守り支援事業補助金請求書

住　　所

事業者名

代 表 者　　　　　　　　　　㊞

　　請求金額　　　　　　　　　　　　円

　　　　　年　月　日付け岐南第　　　号で補助金の決定を受けた子ども見守り支援事業については、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、上記のとおり請求します。

様式第６号（第９条関係）

　　年　　月　　日

岐南町子ども見守り支援事業サービス利用料補助金交付申請書兼請求書

岐南町長　宛

請求者　 住　　　 所

（保護者）　氏　　　 名

児 童 氏 名　　 　 （　　　 小　　　年）

電 話 番 号

電

岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、次のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　請求内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス登録  事業者名 | 利用期間  （４月～３月）Ⓐ | 月額利用料  　　Ⓑ | 合計利用料金  Ⓐ　×　Ⓑ |
|  | か月 | 円 | 円 |

３　振込先金融機関名等（保護者名義）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融  機関 | 銀行・信用金庫 | | | | | | | | 本店 | | | | | | |
| いずれかを選んで記入してください | 農協・信用組合 | | | | | | | | 支店 | | | | | | |
| 預金の  種類 | | | 普通  当座 | | 口座番号  (右詰で記入) | | |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀行 | | 通帳番号 | | | | | | 通帳番号 | | | | | | | |
| 1 |  |  |  | 0 | － |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  | （フリガナ） | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | 口座名義人 | |  | | | | | | | | | | | | | |
|  | （保護者名義） | |

様式第７号（第10条関係）

岐南第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業サービス利用料補助金不交付通知書

年　　月　　日付けで申請がありました子ども見守り支援事業サービス利

　用料補助金の交付については、下記のとおり不交付とすることに決定したので、

岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第10条第２項の規定により通知します。

記

　　不交付決定の理由

様式第８号（第11条関係）

岐南第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業補助金返還命令通知書

　　　　　　年　　月　　日付け第　　号で交付を決定した子ども見守り支援事業補助金については、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第11条第２項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

　　返還命令額　　　　　　　　　　　　円

　　返還期限　　　　　　　年　　月　　日

　　返還の理由

様式第９号（第11条関係）

岐南第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業サービス利用料補助金返還命令通知書

　　　　　　年　　月　　日付け第　　号で交付を決定した子ども見守り支援事業サービス利用料補助金については、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱第11条第２項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

　　返還命令額　　　　　　　　　　　　円

　　返還期限　　　　　　　年　　月　　日

　　返還の理由